

# 伊賀市住民税均等割のみ課税世帯 物価高騰支援給付金の支給について

令和5年度住民税均等割のみ課税世帯に対して給付金を支給します。

給付金を受給するためには、**裏面の手続きが必要**です。

## 給付金の支給額

1世帯あたり **10**万円（1回限り）

※世帯に平成17年4月2日以後に  
生まれた児童がいる場合は、  
1人5万円を加算（別途、案内）

## 給付金の支給時期

市が確認書(または申請書)を受理し  
た日から2週間後が目安です。

※伊賀市から支払い通知は送付しませんので  
通帳等をご確認ください。

## 支給対象者について

2023(令和5)年12月1日時点において伊賀市に住民登録がある世帯で、  
下記のいずれかの世帯。ただし、住民税が課税されている者の扶養親族  
等のみで構成されている世帯を除く。

- ①住民税均等割のみが課税されている者で構成される世帯
- ②住民税均等割のみ課税されている者と住民税が非課税となっている者  
で構成される世帯。

## 案内について

課税情報を基に対象者と見込まれる方には2024（令和6）年2月中に  
案内を発送します。ただし、市民税の申告を行っていない方や他市町  
村から転入された方は、案内が届かない場合がありますので、お問い  
合わせください。

## 申請期限

2024(令和6)年 **5月31日（金）** ※必着

支給手続きは、裏面をご確認ください。



# 給付金の支給手続き

## 世帯全員が、2023(令和5)年1月1日以前から伊賀市にお住まいの場合

- 対象と思われる世帯には、伊賀市から給付内容や確認事項が書かれた書類が届きます。
- 下記の確認事項に、変更が無いかを確認してください **(要返信)**。

### 【確認事項】

- ①記載された支給口座に誤りがないか
- ②課税者からの扶養親族のみで構成されている世帯ではないか
- ③所得割が課税となる未申告の所得がないか
- ④他の市区町村で給付金を受け取っていないか



## 世帯の中に、2023(令和5)年1月2日以降に伊賀市へ転入した方がいる場合

- 課税状況が確認できた世帯には、伊賀市から給付内容や確認事項が書かれた書類が届きますので、上記の場合と同じように手続きを行ってください。
- 伊賀市で課税状況が確認できないなど、給付金を受け取るには、**申請が必要**な場合があります。
- 申請書に必要事項を記入して、添付書類（課税証明書など）と一緒に伊賀市の窓口へ、直接または郵送でご提出ください。



**伊賀市住民税均等割のみ課税世帯物価高騰支援給付金の「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！**

自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署か警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。

## お問い合わせ



伊賀市 生活支援課「物価高騰支援給付金」窓口

電話番号：0595-22-9674

受付時間：8時30分から17時15分まで

(土・日曜日、祝日及び年末年始12月29日から1月3日を除く)

NINJA  
CITY IGA  
忍者市伊賀